

第18回 壬生町農業委員会総会 議事録

令和6年12月20日（金）【午前10時00分開会】

1. 開催日時 令和6年12月20日（金）午前10時00分から午前11時13分
2. 開催場所 壬生町役場 101会議室
3. 出席委員 10人
会長 10番 大橋 好一
会長職務代理者 8番 琴寄 成人
委員 1番 早乙女春香 2番 安納 一雄 3番 高橋 宏治 4番 刀川 正己
5番 鯉沼 玲子 6番 大関 孝男 7番 葭葉 孝男
9番 木野内佳代子
4. 参集推進委員
戸崎 裕司推進委員 鈴木 進吉推進委員
5. 議事日程
開 会
議事録署名委員の指名
会議書記の指名
議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請の件について
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請の件について
議案第3号 壬生町農用地利用集積計画の件について
報告第1号 非農地証明願の件について
報告第2号 農地法第3条の3の規定による届出の件について
報告第3号 農地法第5条の規定による届出の件について
報告第4号 農地法第5条の規定による許可処分の取消願の件について
その他
閉 会
6. 農業委員会事務局職員
事務局長 岡 洋子 局長補佐兼農地調整係長 宇賀神 尚
局長補佐 赤羽根和男 主任 松本ひなた
7. 会議の概要

令和6年12月20日（金）【午前10時00分開会】

- 局長 定刻になりましたので、只今より第18回壬生町農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は10名で欠席委員はおりません。また、戸崎裕司推進委員、鈴木進吉推進委員にも出席をいただいております。総会開催の定足数に達しておりますので、本総会は成立いたします。

それでは、会長よりあいさつ並びに開会宣言をお願いいたします。

- 会長 改めまして、おはようございます。毎年この時期になりますと、月日の経つのは早いものであると感じますが、12月に入りまして、あと10日ほどとなりました。先月は農業委員会の研修がありまして、その中で宮城県の野蒜駅が海岸沿に残っているのを見てまいりました。ホームなどはその当時のまま、海に向かう土地の住宅地はなくなっている状況で、道路などは整備されているようですが、住民の方々の心に震災の爪痕はまだ残っているのであろうと思いました。

また、震災でかつて住宅地のあった場所に、街並みの街区を残して、広大な圃場や観光農園を整備したJRフルーツパーク仙台あらはまにも行ってまいりましたが、かつてその地域に住んでいた方々がそこに集まることがあるそうで、復興の進む中で、人々のいろいろな思いの詰まっている場所なのであろうと感じました。

今回の総会において、皆様の慎重な審議をいただきまして、スムーズな進行を心掛けたいと重ますので、ご協力をお願いしまして、挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

- 局長 ありがとうございました。総会の議事進行につきましては、農業委員会総会規則第5条の規定により、会長をお願いいたします。

- 議長 それでは、壬生町農業委員会総会規則第19条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

（異議なし）

- 議長 それでは、6番 大関孝男委員、7番 葭葉孝男委員をお願いいたします。なお、本日の会議書記は、事務局職員の 宇賀神局長補佐を指名いたします。

-
- 議長 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」を議題といた

します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

●事務局 議案書の朗読と説明（宇賀神農地調整係長）

それでは、議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」、議案に従いまして、ご説明いたします。

第1項

譲渡人 _____（東下台） 自作地 47畝

譲受人 _____（中表町） 自作地 87畝 借受地 29畝

（土地の表示）

壬生町大字壬生乙字五反目 _____ 田 485㎡

壬生町大字壬生乙字五反目 _____ 田 462㎡

合計 947㎡

売買による所有権移転 _____円/10a 稼働3人

第2項

譲渡人 _____（松原） 自作地 234畝 貸付地 13畝

譲受人 _____（松原） 自作地 333畝 借受地 67畝

（土地の表示）

壬生町大字七ツ石字柴田内 _____ 田 1322㎡

壬生町大字七ツ石字柴田内 _____ 田 1927㎡

壬生町大字羽生田字柴田内 _____ 田 885㎡

合計 4134㎡

売買による所有権移転 _____円/10a 稼働2人

第3項

譲渡人 _____（栃木市） 自作地 6畝

譲受人 _____（原宿） 自作地 293畝 借受地 20畝

（土地の表示）

壬生町大字字藤井字定久 _____ 畑 618㎡

売買による所有権移転 _____円 稼働1人

第4項

譲渡人 _____ (東下台) 自作地 47ㇾ

譲受人 _____ (今井) 自作地 103ㇾ 借受地 554ㇾ

(土地の表示)

壬生町大字壬生乙字五反目 _____ 田 261㎡

壬生町大字壬生乙字五反目 _____ 田 912㎡

壬生町大字壬生乙字五反目 _____ 田 456㎡

壬生町大字壬生乙字五反目 _____ 田 485㎡

壬生町大字壬生乙字五反目 _____ 田 485㎡

合計 2599㎡

売買による所有権移転 _____ 円 稼働3人

第5項

譲渡人 _____ (東下台) 自作地 43ㇾ

譲受人 _____ (三好町) 自作地 431ㇾ 借受地 48ㇾ

貸付地 1ㇾ

(土地の表示)

壬生町大字壬生甲字向田 _____ 田 1616㎡

売買による所有権移転 _____ 円/10a 稼働2人

第6項

譲渡人 _____ (上町) 自作地 160ㇾ

譲受人 _____ (上町) 自作地 145ㇾ 貸付地 48ㇾ

(土地の表示)

壬生町大字上稲葉字南原 _____ 田 538㎡

壬生町大字上稲葉字南原 _____ 田 823㎡

合計 1361㎡

売買による所有権移転 _____ 円/10a 稼働3人

第7項

譲渡人 _____ (上町) 自作地 160ㇾ

譲受人 _____ (上町) 自作地 29ㇾ 貸付地 17ㇾ

(土地の表示)

壬生町大字上稲葉字北浦_____ 畑 178㎡

贈与による所有権移転 稼働1人

第8項

譲渡人 _____ (万町) 自作地 35㌦

譲受人 _____ (下野市) 自作地 150㌦

(土地の表示)

壬生町大字壬生甲字下馬木前_____ 田 1024㎡

壬生町大字壬生甲字下馬木前_____ 田 823㎡

壬生町大字壬生甲字下馬木前_____ 畑 1008㎡

壬生町大字壬生甲字下馬木前_____ 田 690㎡

合計 3545㎡

売買による所有権移転 _____円 稼働1人

第9項

譲渡人 _____ (福和田) 自作地 232㌦

譲受人 _____ (芳賀町) 自作地 213㌦ 借受地 40㌦

(土地の表示)

壬生町大字壬生甲字車塚_____ 田 2184㎡

壬生町大字壬生甲字車塚_____ 田 1847㎡

壬生町大字壬生甲字車塚_____ 田 1261㎡

合計 5292㎡

売買による所有権移転 _____円 稼働1人

第9項案件につきましては、改めて説明をさせていただきます。

それでは、第1項から第8項案件につきまして、農地法第3条第2項第1号の全部効率利用要件、同第4号の農作業常時従事要件について、申請書、添付書類、農地台帳等により確認いたしましたが、いずれも要件を満たしておりました。説明は以上です。

○議長 それでは、第1項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並び

に補足説明をお願いいたします。

○議長 7番 葭葉 孝男 委員

●7番 葭葉 孝男 委員（1項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第1項について説明いたします。

去る12月15日に譲受人の_____氏立会いのもと、私と鯉沼玲子農業委員、葭葉 進推進委員と、現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認をいたしましたのでご報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりました。以上です。

○議長 ありがとうございます。それでは、第1項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 他にございますか。発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第1号第1項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第1項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第2項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 8番 琴寄 成人 委員

●8番 琴寄 成人 委員（2項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第2項について説明いたします。

去る12月15日に、譲渡人の_____氏、譲受人の_____氏立会いのもと、

私と、葭葉孝男農業委員、早乙女和弘推進委員と現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認をいたしましたのでご報告いたします。チェックシートに従い、1番から7番の項目について確認しましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。それでは、第2項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 それでは採決いたします。議案第1号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第2項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第3項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 1番 早乙女 春香 委員

●1番 早乙女 春香 委員(3項の現地調査の結果並びに補足説明)

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第3項について説明いたします。

去る12月15に、譲受人の_____氏立会いのもと、私と、琴寄成人職務代理、荒川広文推進委員と現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしました。チェックシートに従い1番から7番までの項目について確認しましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりましたのでご報告いたします。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。それでは、第3項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 それでは採決いたします。議案第1号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第3項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第4項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 7番 葭葉 孝男 委員

●7番 葭葉 孝男 委員(4項の現地調査の結果並びに補足説明)

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第4項について説明いたします。

去る12月15に、譲受人の_____氏立会いのもと、私と、鯉沼玲子農業委員、葭葉 進推進委員と現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしましたのでご報告いたします。チェックシートに従い1番から7番までの項目について確認いたしましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりました。以上です。

○議長 ありがとうございました。それでは、第4項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 それでは採決いたします。議案第1号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第4項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第5項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 1番 早乙女 春香 委員

●1番 早乙女 春香 委員（5項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第5項について説明いたします。

去る12月14日に、譲受人の_____氏立会いのもと、私と、木野内佳代子農業委員、鈴木進吉推進委員と現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしました。チェックシートに従い1番から7番までの項目について確認いたしました。いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりましたのでご報告いたします。どうぞよろしくをお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。それでは、第5項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 それでは採決いたします。議案第1号第5項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第5項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第6項案件を議題といたします。

ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 8番 琴寄 成人 委員

●8番 琴寄 成人 委員（6項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第6項について

て説明いたします。

去る12月15に、譲渡人の_____氏立会いのもと、私と、早乙女春香農業委員、大橋和枝推進委員と現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしました。チェックシートに従い1番から7番までの項目について確認いたしましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりましたのでご報告いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。それでは、第6項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 それでは採決いたします。議案第1号第6項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第6項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第7項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 8番 琴寄 成人 委員

●8番 琴寄 成人 委員（7項の現地調査の結果並びに補足説明）

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第7項について説明いたします。

去る12月15に、譲渡人の_____氏立会いのもと、第6項と同じメンバーで現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしました。チェックシートに従い1番から7番までの項目について確認いたしましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりましたのでご報告いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。それでは、第7項案件について質疑に入ります。た

だいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 それでは採決いたします。議案第1号第7項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第7項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第8項案件を議題といたします。
ただいまの事務局の説明に関連して、調査委員の方から、現地調査の結果並びに補足説明をお願いいたします。

○議長 7番 葭葉 孝男 委員

●7番 葭葉 孝男 委員(8項の現地調査の結果並びに補足説明)

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請の件について」第8項について説明いたします。

去る12月15日に、譲受人の_____氏立会いのもと、第1項と同じメンバーで現地調査を行い、周辺地域との関係について現地確認いたしました。チェックシートに従い1番から7番までの項目について確認いたしましたが、いずれも問題を生じる恐れはなく、農地法第3条第2項第6号の地域との調和要件も満たしておりましたのでご報告いたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。それでは、第8項案件について質疑に入ります。ただいまの説明について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 それでは採決いたします。議案第1号第8項について、原案のとおり決定することに賛成の方は、挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第1号第8項は、原案のとおり決定いたしました。

○議長 次に第9項案件についてですが、事務局から改めて説明をお願いします。

●事務局説明（宇賀神農地調整係長）

譲受人の_____さんは、_____という農業法人を経営しております。_____さんご本人も農家要件はあるのですが、本申請の営農計画書には、取得した農地を_____に賃借権を設定することを想定した農地取得である旨の記載がありました。また、_____が農地所有適格法人でないため、代表の_____さん個人が農地を取得する方法を取ったとも記載されております。他者に耕作権を設定することを前提とした農地取得は認められないのではないかと考えております。

○議長 3番 高橋 宏治 委員

●3番 高橋 宏治 委員

農地法の3条許可については、農地を取得しようとする者が適切に耕作することが必須要件になります。自身で経営する農業法人であっても、あくまでも個人と法人は別人格なので、他者に耕作権を設定するという今回の営農計画は許可要件に該当しないのではないかと思います。ただ、営農計画を考え直す可能性があるかどうか。考え直すのであれば、修正した計画についても改めて審議しても良いかと思います。

○議長 今、高橋委員からご意見がありましたが、他の委員の皆さんもご意見等あればお願いします。

○議長 4番 刀川 正己 委員

●4番 刀川 正己 委員

農業法人というのは実体がないということですか。

●事務局説明（宇賀神農地調整係長）

_____については広域の認定農業者になっており、_____や_____で営農型太陽光発電事業の営農部分の実績がありますので、ペーパーカンパニーということはないと思われます。他市町の農業委員会の担当者に確認したところ、現場は適切に耕作されているとのことで、全国的に問題になっている営農部分が疎かになっているということはないようです。太陽光設備の設置についても、境

界からは6 m、パネルの高さは3 m、支柱の間隔も5 mを確保し、隣地への影響、当該地の耕作に支障がないような形となっております。

○議長 他に何かございますか。

○議長 9 番 木野内 佳代子 委員

●9 番 木野内 佳代子 委員

この売買金額というのは、すべての金額がこの金額なのですか。高いように思うのですが。

●事務局説明（宇賀神農地調整係長）

____さんと____さんとで結んだ契約の金額がこの金額ということになっております。

○議長 他にございませんか。それでは、この案件については今回保留とし、営農計画が修正されるのであれば来月の総会でまた審議するという事でよろしいですか。

（異議なし）

○議長 それでは、第9項案件は保留といたします。

○議長 次に、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」を、議題といたします。事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

●事務局 議案書の朗読と説明（宇賀神農地調整係長）

それでは、議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請の件について」ご説明します。

第1項

譲渡人 _____（旭町）

譲受人 株式会社 _____
代表取締役 _____（東京都）

(土地の表示)

壬生町大字壬生甲字車塚_____ 畑 1 6 1 2 m²

太陽光発電設備敷地 売買による所有権移転

第2項

譲渡人 _____ (宇都宮市)

譲受人 株式会社_____
代表取締役 _____ (大阪府)

(土地の表示)

壬生町大字大字上田字大力_____ 畑 1 1 0 4 m²

太陽光発電設備敷地 売買による所有権移転

第3項

譲渡人 _____ (鹿沼市)

譲受人 有限会社_____
代表取締役 _____ (鹿沼市)

(土地の表示)

壬生町大字上田字西林_____ 畑 1 2 4 2 m²のうち
4 0 5 . 5 0 m²

隣接事業地への進入路 3年間の使用貸借権の設定

第4項

貸 人 _____ (六美町南部)

借 人 _____株式会社
代表取締役 _____ (壬生町)

(土地の表示)

壬生町大字壬生丁字六美_____ 畑 6 3 7 0 m²

園芸用土採取 1年間の使用貸借権の設定

○議長 ただいまの事務局の説明に関連して、この件については去る12月16日の調査委員会において調査済みですので、第1項案件について、調査委員長の 9番

木野内 佳代子 委員から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

● 9 番 木野内 佳代子 委員（1 項案件について報告）

議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請の件について、現地調査委員会の調査結果を報告いたします。

現地調査については、去る 12 月 16 日（月）に私と大橋好一会長、早乙女春香委員、戸崎裕司推進委員、鈴木進吉推進副委員長、宇賀神 尚局長補佐、赤羽根和男局長補佐の 7 名で調査いたしました。

第 1 項案件についてご報告します。

申請地は、_____から南南西に約 460m のところに位置しており第 2 種農地に該当します。

事業計画書によりますと、譲渡人は本社を_____に置き、リフォーム請負、不動産売買、太陽光発電事業等の再生可能エネルギー発電事業などの事業を営んでおります。今回の事業計画は、パネル 168 枚、出力 98.28kw、パワーコンディショナー 10 台を設置し、年間発電量 104,828kwh、売電単価_____円、年間売電収入_____円を見込んでおります。土地の選定については、代替性の検討を行っており、日照量を確保しやすく、周辺の農地への影響も軽微であることから、申請地を決定しております。

事業資金約_____万円（用地取得費_____万円、工事費等約_____万円）は、全額自己資金で対応するため、金融機関からの残高証明書が添付されております。

以上のことから、第 2 種農地であり、代替性の検討も行っていることから、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。審議のほどよろしくをお願いいたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第 2 号第 1 項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

（全員挙手）

○議長 全員賛成ですので、議案第 2 号第 1 項は原案のとおり決定いたしました。本案

件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第2項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 9番 木野内 佳代子 委員

●9番 木野内 佳代子 委員（2項案件について報告）

次に第2項案件について報告します。

本案件については、6月の総会において審議、承認されておりましたが、譲渡人の一人がお亡くなりになり、登記に支障をきたしたため、許可処分の取消願により、再度の許可申請となっております。

申請地は、_____から北に約2kmのところに位置しており、第2種農地に該当します。

事業計画書によりますと譲受人は、太陽光発電パネル162枚、パワーコンディショナー9台を設置し、売電単価_____円、年間発電量102,691kwh、年間売電額_____円を、想定しております。土地の選定については、代替性の検討を行っており、日照量を確保しやすく、周辺の農地への影響も軽微であることから、申請地を決定しております。

事業資金約_____万円(用地取得費_____万円、工事費等約_____万円)は、全額自己資金で対応するため、金融機関からの残高証明書が添付されております。

以上のことから、第2種農地であり、代替性の検討も行っていることから、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第2項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第2項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第3項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 9番 木野内 佳代子 委員

●9番 木野内 佳代子 委員（3項案件について報告）

次に第3項案件について報告します。

申請地は、_____から北に約550mのところに位置しており、農振農用地に該当します。

事業計画書によりますと借人は、園芸用土の採取、製造、販売を生業としております。今回は、申請地の東側の上田_____及び上田_____で、園芸用土の採取及び埋め戻しを行うための搬出入路として、一時転用の許可申請となります。採取予定地は山林で18,156㎡と広大な面積となりますので、採取、埋戻し期間を3年間見込んでおり、搬出入路についても、一時転用期間を3年間としています。採取地については、掘削深を4m予定しております。また、埋戻用土の調達方法は、_____にある自社の製造過程で発生する残土を予定しております。

事業資金約____万円については、自己資金で対応するため、金融機関からの残高証明書が添付されております。

なお、採取予定地の山林については、令和5年10月20日開催の第4回農業委員会総会で非農地判断の承認を行ったところとなります。

以上のことから、農振農用地ではありますが、園芸用土採取のための搬出入路としての一時転用であることから、立地基準、一般基準による事業の実施可能性に問題はないものと思われ、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 ありがとうございました。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

（質問意見なし）

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第3項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第3項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 続いて、第4項案件について、調査委員長から、現地調査の結果報告をお願いいたします。

○議長 9番 木野内 佳代子 委員

●9番 木野内 佳代子 委員(4項案件について報告)

次に第4項案件について報告します。

申請地は、_____から北東に約1kmのところに位置しており、第2種農地に該当します。

事業計画書によりますと借人は、赤玉土・鹿沼土採取のため、隣接地から保安距離を基本的には2m、宅地の場合には3mを確保し、防護ネットを施すことになっております。掘削深は、最大1.7mとなっております。埋戻用土の調達方法は、_____事業の発生土を予定しております。採取した土は、_____にある有限会社_____や_____にある_____有限会社に販売する予定となっております。

事業資金_____万円については、自己資金で対応するため、金融機関からの残高証明書が添付されております。

以上のことから、第2種農地であり、園芸用土採取のための一時転用であり、現地調査において保安距離・保安角度・掘削の深さを守ることについて、厳重に指導し、賃借人も遵守すると約束しましたので、調査委員会としましては、許可やむなしとなりましたので報告します。審議のほどよろしく願いいたします。

○議長 ありがとうございます。これより質疑に入ります。ただいまの事務局説明、調査委員長からの報告について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長 発言がないようですので、それでは採決いたします。議案第2号第4項について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 全員賛成ですので、議案第2号第4項は原案のとおり決定いたしました。本案件については、12月26日開催の栃木県農業会議常設審議委員会で意見聴取後、壬生町農業委員会会長名で許可指令書を交付いたします。

○議長 次に、議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」を議題といたします。

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の件について、事務局より説明をお願いします。

なお、本案件には、新規分使用貸借権の案件で、私が設定人となる事案が含まれております。農業委員会法第31条の規定により、議事参与が制限されますので、当該事案の議事については、私は退席することになります。

それでは、改めまして、事務局より説明をお願いします。

●事務局 記載のとおり説明〔宇賀神農地調整係長〕

それでは議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」、利用権の設定等各筆明細に従いご説明いたします。

議案書7ページ、利用権設定の新規・賃借権分について、記載のとおり9件、面積合計が20,033㎡となっております。

次に議案書8ページ、利用権設定の新規・使用貸借権分について、記載のとおり2件、面積が2,936㎡となっております。

次に議案書の9ページから12ページ、利用権設定の再設定・賃借権分について、記載のとおり20件、面積合計が95,884.24㎡となっております。

次に議案書13ページ、利用権設定の再設定・使用貸借権分について、記載のとおり2件、面積合計が7,770㎡となっております。

次に議案書の14ページから21ページ、一括方式の新規・賃借権分について、記載のとおり16件、面積合計が125,358㎡となっております。

次に議案書の22ページ、一括方式の新規・使用貸借権分について、記載のとおり1件、面積合計が7,256㎡となっております。

最後に、議案書の23ページ、所有権移転分について、記載のとおり2件、面積合計が6,801㎡となっております。

以上、各案件は農業経営基盤促進法第18条の各要件を満たしていると考えます。説明は以上です。

○議長　ただいま事務局から説明のありました「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、私が設定人となる事案を除き、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いいたします。

(質問意見なし)

○議長　発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、私が設定人となる事案を除き、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長　全員賛成ですので、議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、私が設定人となる事案を除き、原案のとおり決定いたしました。

○議長　ここで、議長を琴寄職務代理に交代し、退席いたします。

(大橋会長 退席)

(琴寄職務代理 議長席に着席)

○議長(琴寄職務代理)

会長退席のため、議長を務めさせていただきます。

先ほど事務局から説明のありました「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、大橋好一会長が設定人となる事案について、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。

(質問意見なし)

○議長(琴寄職務代理)

発言が無いようですので、それでは採決いたします。議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、大橋好一会長が設定人となる事案に

ついて、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

○議長 (琴寄職務代理)

全員賛成ですので、議案第3号「壬生町農用地利用集積計画の件について」のうち、大橋好一会長が設定人となる事案について、原案のとおり決定いたしました。

○議長 (琴寄職務代理)

ここで、退席されていましたが会長にお戻りいただき、議長を交代したいと思います。

(琴寄職務代理 自席へ 着席)

(大橋会長 議長席へ 着席)

○議長 次に、報告第1号「非農地証明願の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●事務局 記載のとおり報告

報告第1号「非農地証明願の件について」は、議案書の24ページのとおり1件の申請がございました。内容については記載のとおりでございます。

添付書類も含め完備しており、非農地の要件を満たしておりましたので、事務局長専決により、証明をいたしました。

○議長 ただいまの事務局の報告に関連して、担当地区委員の方から現地調査の結果報告をいたします。

●1番 早乙女 春香 委員 (1項案件について報告)

報告第1号 非農地証明願の第1項の件についてご報告いたします。去る11月7日、私と鈴木進吉推進委員ともに代理人立会いのもと、確認してまいりました。以前から、農地ではなく雑種地であったことを確認してまいりましたことをご報告いたします。以上です。

○議長 ただいまの1項案件について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第1号第1項を終わります。

○議長 次に報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第2号「農地法第3条の3の規定による届出の件について」は、議案書の25ページから27ページのとおり7件の届出がございました。

内容については、記載されているとおり、相続による農地の所有権取得に伴う届出でございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理しました。

○議長 ただいまの報告第2号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第2号を終わります。

○議長 次に報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」、事務局長より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第3号「農地法第5条の規定による届出の件について」は、議案書の28ページのとおり5件の届出がございました。

これらについては、市街化区域内の権利の移動を伴う転用届出であり、内容については記載のとおりでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、書類を受理いたしました。

○議長 ただいまの報告第3号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 発言が無いようですので、以上で報告第3号は終わります。

○議長 報告第4号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願の件について」、事務局より報告事項の朗読をお願いします。

●局長 記載のとおり報告

報告第4号「農地法第5条の規定による許可処分の取消願の件について」は、議案書の30ページのとおり1件の申請がございました。

内容については令和6年6月20日付壬農委指令第5-48号にて、太陽光発電事業のための売買による所有権移転として許可指令書を交付した案件です。取消理由に記載のある通り、譲渡人の_____様がお亡くなりになったことから、令和6年12月4日付で、

_____代表取締役_____氏より、農地法第5条の規定による許可処分の取消願が提出され、同日付で書類を受理いたしました。

本総会の農地法第5条の規定による許可申請の件の第2項案件にて、案件の願出人が譲渡人、譲受人として改めて、農地法第5条の規定による許可申請書を提出しております。

○議長 ただいまの報告第4号について、発言のある方は挙手をお願いいたします。

(発言なし)

○議長 それでは発言がないようですので、以上で報告第4号は終わります。

○議長 その他、何かございますか。

(発言なし)

○議長 よろしいですか。それでは、以上をもちまして、第18回壬生町農業委員会総会を閉会いたします。大変お疲れさまでした。

【午前 11 時 13 分閉会】

会 長 大橋 好一

6 番 大関 孝男

7 番 葭 葉 孝男